

4 精保第32号
令和4年4月21日

福島県薬剤師会長 様

福島県精神保健福祉センター所長
(公 印 省 略)

令和4年度薬物関連問題相談事業等の開催について(通知)

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、薬物依存症をはじめとする依存症の問題でお困りの方のため、別紙ちらしのとおり相談事業を開催します。

つきましては、対象となる方々への周知及び貴機関が発行する広報誌への掲載等について、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、相談日程については、当センターのホームページにも掲載していますので御参照ください。

記

- 1 依存症等専門相談：薬物依存症をはじめとする依存症関連問題に関する相談
日 時：毎月第1水曜日 13時00分～16時00分 相談員：回復施設職員
第3水曜日 13時00分～16時00分 相談員：精神科医
- 2 薬物依存家族教室：薬物問題を抱えている家族のための教室
日 時：毎月第1水曜日 13時30分～15時30分
内 容：①CRAFTテキスト等での学習 ②ミーティング
- 3 SMARPPプログラム：薬物をはじめとする物質使用障害者当事者のための回復プログラム
日 時：毎月第3水曜日 10時～11時30分
- 4 当センターホームページアドレス
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

(事務担当 専門員 佐藤 電話 024-535-3556)

令和4年度福島県精神保健福祉センター「依存症等専門相談」実施要領

- 1 目的 地域住民等からの依存症および依存症関連問題に関する専門的な相談指導等を行うことにより、依存症関連問題の発生予防、諸問題の解決、依存症者の回復支援を図る。
- 2 対象 薬物依存症をはじめとする依存症関連問題を抱えている本人及び家族、その関係者
1回あたり2名程度
- 3 実施主体 福島県精神保健福祉センター
- 4 場所 福島県精神保健福祉センター（福島市御山町8-30）
- 5 開催日時 毎月第1水曜日 13:00～16:00
第3水曜日 13:00～16:00

	開催月	第1水曜日 専門相談員 13:00～16:00	第3水曜日 精神科医 13:00～16:00
1	R4年4月	6	20
2	5月	11	18
3	6月	1	15
4	7月	6	20
5	8月	3	17
6	9月	1	21
7	10月	5	19
8	11月	2	16
9	12月	7	21
10	R5年1月	11	18
11	2月	1	15
12	3月	1	15

- 6 担当者 精神科医、回復者施設スタッフ、保健師、心理判定員、依存症相談員
- 7 相談方法 原則予約が必要です。4日前までお電話ください。
- 8 費用 無料
- 9 問い合わせ先 福島県精神保健福祉センター 電話024-535-3556

令和4年度

依存症等専門相談お知らせ

依存症の問題でお悩みの方のために専門相談窓口を開いています。
ご本人、ご家族、友人等どなたでも相談できます。
秘密は厳守します。ご安心ください。

◆第1水曜日（回復施設相談員）：主に薬物依存の相談となります。

◆第3水曜日（精神科医）：依存症全般

【専門相談日程】 完全予約制です。

事前にセンターにお電話をお願いします。

	開催月	第1水曜日 専門相談員 13:00-16:00	第3水曜日 精神科医 13:00-16:00
1	R4年4月	6	20
2	5月	11	18
3	6月	1	15
4	7月	6	20
5	8月	3	17
6	9月	1	21
7	10月	5	19
8	11月	2	16
9	12月	7	21
10	R5年1月	11	18
11	2月	1	15
12	3月	1	15

問い合わせ先 福島県精神保健福祉センター

TEL 024-535-3556

〒960-8012 福島市御山町8-30（福島県保健衛生合同庁舎5階）

令和4年度福島県精神保健福祉センター「薬物依存家族教室」実施要項

- 1 目的
 - ・薬物依存症について正しい知識や問題解決方法を学ぶ。
 - ・家族同士の交流により家族自身が感情・身体・対人関係面で回復する。
- 2 対象者 薬物の乱用・依存等の問題を抱えている家族
- 3 実施主体 福島県精神保健福祉センター
- 4 場所 福島県精神保健福祉センター デイケア室（福島市御山町 8-30）
- 5 実施内容
 - ・CRAFT（コミュニケーション強化法と家族のトレーニング）等を用いた講義及びミーティング
 - ・回復者による体験談や専門家による講義等
- 6 開催日時 毎月第1木曜日 13：30～15：30
（祝祭日にあたる場合は、第2水曜日）
- 7 開催日及び内容

回	月 日	主 な テ ー マ
1	4月 6日	薬物依存症とは
2	5月11日	依存症とは
3	6月 1日	問題に向き合う・問題行動の分析
4	7月 6日	暴力への対応
5	8月 3日	コミュニケーションを変える（1）
6	9月 1日	コミュニケーションを変える（2）
7	10月 5日	望ましい行動を増やす
8	11月 2日	イネイブリングをやめる
9	12月 7日	長期的な回復を支え、再発・再使用に備える
10	R5年1月11日	あなた自身の生活を豊かにする
11	2月 1日	本人に治療をすすめる
12	3月 1日	※内容は、変更になる場合があります

- 8 担当者 精神科医、回復者施設スタッフ、保健師、心理判定員、依存症相談員
- 9 参加方法 原則初めて参加される方は事前面談が必要です。4日前までお電話ください。
- 10 費用 無料
- 11 問い合わせ先 福島県精神保健福祉センター 電話024-535-3556

令和4年度

薬物依存家族教室のご案内

薬物は、乱用を続けていると「薬物依存」を引き起こします。薬物依存症は、自分の意思や精神力では薬の使用をコントロールできなくなる病気で、家族や周囲を巻き込む病気です。

この教室では、家族がCRAFTクラブの教材をもとに本人への対応を学びます。

- ❁ 目的 家族自身の回復を図るため、薬物依存症について
 - ・正しい知識を学ぶ
 - ・問題解決方法を学ぶ
 - ・家族同士の交流を図る



ひとりで悩んでいませんか？
同じ悩みを分かち合い、気持ちを
楽にしませんか？

あなたの参加を
お待ちしております!!

- ❁ 対象者 薬物問題を抱えているご家族（ご本人の参加はご遠慮ください）
- ❁ 開催日時 毎月第1水曜日 13:30~15:30
- ❁ 開催場所 福島県精神保健福祉センター デイケア室等
- ❁ 内容 CRAFT等を用いた学習と家族ミーティング
- ❁ 参加方法 初めて参加される方は事前に面談が必要です。お電話ください。



回	月日	テーマ(予定)
1	R4年4月 6日	問題に向き合う・問題行動の分析
2	5月11日	薬物依存症とは
3	6月 1日	暴力への対応
4	7月 6日	コミュニケーションを変える(1)
5	8月 3日	コミュニケーションを変える(2)
6	9月 1日	望ましい行動を増やす
7	10月 5日	イネイブリングをやめる
8	11月 2日	長期的な回復を支え、再発・再使用に備える
9	12月 7日	あなた自身の生活を豊かにする
10	R5年1月11日	本人に治療をすすめる
11	2月 1日	* 都合により変更になる場合があります。
12	3月 1日	* 秘密は厳守します。ご安心ください。

問い合わせ先 福島県精神保健福祉センター

☎ 024-535-3556

〒960-8012 福島市御山町 8-30(県保健衛生合同庁舎 5F)

令和4年度福島県精神保健福祉センター「SMARPPプログラム」実施要領

1 目的

- ・物質使用障害当事者の回復支援に資すること。
- ・当事者を支援する機関の支援力向上を図ること。
- ・地域の関係機関との連携構築を図ること。

2 対象者

以下の全ての要件を満たし、支援方針検討会議においてプログラムへの参加が適当と認められた方を対象とします。

- 1) 物質使用障害の当事者であり、本プログラムの受講を希望していること。
- 2) 物質使用障害以外にも精神疾患を有している者で、精神科医療機関に通院中で、主治医からプログラム参加の許可を得ていること。

3 場所

福島県精神保健福祉センター（福島市御山町 8-30）

4 実施体制

- ・当センターの以下の職員により構成します。
国立精神神経医療研究センター主催認知行動療法専門研修受講者
依存症専門相談員（精神科医、回復施設スタッフ）
依存症相談員（公認心理師、精神保健福祉士）

5 実施期間

令和4年4月～令和5年3月（別紙日程のとおり）

6 実施内容

テキスト（SMARPPプログラム24：国立精神神経医療研究センター 2121年3月版）を使用した、認知行動療法及び参加者の希望に応じた内容でプログラムを構成する。

7 実施方法

- ・月に1回の頻度で全24回のセッションを実施する。
- ・日程及び時間 第3木曜日 午前10～11：30
- ・全回の参加予定を条件とするが、希望するセッションへの参加も認める。
- ・実施にあたって必要に応じて主治医との連携を図る。

8 プログラムの中断について

次のいずれかの場合には、プログラムを中断する。

- 1) 対象者がプログラムの途中で、プログラムの中止を申し出があった場合。
- 2) 対象者がプログラムで定められたルールを逸脱し、職員の注意にも従わなかった場合。

9 参加方法

参加希望者（当事者もしくは支援者）からの事前申込制

参加前に事前面談や依存症専門相談（精神科医）による相談を行った上で、参加を決定する。

10 参加費 無料

11 問い合わせ先 福島県精神保健福祉センター 電話 024-535-3556



福島県精神保健福祉センター

ス マ ー プ
SMARPP

～物質使用障害治療プログラム～

当センターは、物質使用障害（主に薬物・アルコールなど）からの回復を願う方を対象に、SMARPP をグループで実施しています。

一人で悩まず、皆と一緒に自分らしい生き方を探してみませんか。
あなたのご参加をころからお待ちしております。

開催日：下記の日程で開催します。（時間はいずれも10：00～11：30）
原則 毎月第3水曜日

内 容：SMARPPプログラム

Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program

- ・全24回のプログラムを予定しています。
- ・主に「物質使用障がい理解」、「引き金」、「再使用防止に向けた具体的対処と今後への備え」等をワークブックとミーティングで学びます。
- ・学んだことを日常生活の中で実践に移していくことで、再使用しない生活の実現を目指します。

場 所：福島県精神保健福祉センター（福島市御山町8-30）

対 象：以下の2点を満たす方

- ① ご自身が物質使用に依存せずに生き方を改めたいと願う方。
- ② 当センターでの事前面接や医師による相談を受けた結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方。

羊

参加費：無 料

備 考：プログラム実施を希望される方は、事前面接（予約制）が必要です。



お問い合わせ：福島県精神保健福祉センター 電話024-535-3556

まずは、ご相談ください。

秘密は固く守ります。

